

鶴岡市農業委員会第21回東部農地部会議事録

日 時 場 所	令和7年8月18日(月) 午前9時30分 鶴岡市藤島庁舎 3階 大会議室
出 席 農業委員	1 番 金野 匡良 2 番 菅原 仁 3 番 伊藤 由紀子 4 番 鈴木 聡 5 番 野村 恵 6 番 工藤 久子 7 番 小林 博 8 番 渡部 修 10 番 石井 光明
出 席 推進委員	1 番 森 秀弘 2 番 井上 克浩 3 番 石川 守 4 番 齋藤 功 5 番 齋藤 万里子 6 番 齋藤 和博 8 番 齋藤 政伸 9 番 菅原 輝康 10 番 河井 健次 11 番 富樫 初 12 番 黒井 涼子 13 番 若生 正人 15 番 齋藤 智
遅 参 委 員	なし
早 退 委 員	なし
欠 席 委 員	9 番 丸山 伸一 委員 7 番 新館 登 推進委員 14 番 清野 吉喜 推進委員
事 務 局	局長 黒井 布美 主査 工藤 仁 専門員 照井 明嗣 主事 奥山 立 主事 齋藤 静 主事 長堀 亜由 羽黒分室専門員 今井 政和 櫛引分室主査 渡部 千歌 朝日分室専門員 井上 聖
議 事 日 程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会 午前 9 : 3.0
議 長	本日の欠席届は、9 番 丸山 伸一 委員、7 番 新館 登 推進委員、14 番 清野 吉喜 推進委員であります。遅参・早退はありません。定足数に達しておりますので、只今より第21回東部農地部会を開会いたします。 はじめに議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により、議長において指名したいと思いますがご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、5 番 野村 恵 委員、6 番 工藤 久子 委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは報告事項に入ります。
議 長	報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について 事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について》
	(説 明)《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について》
	(説 明)《報告第3号 農地の転用事実に関する照会について》
議 長	報告事項ではありますが、ご質問ございませんか。
	(発言者なし)
議 長	ないようなので、これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
議 長	これは3条案件でありますので、現地調査について担当の委員の報告をお願いします。1番 森推進委員。
1番推進委員	1番 森です。8月13日に私と石井委員、事務局で現地調査を行いました。藤22、23は相手方の要望となっていますが、実質的には農地交換を行うものです。自作地とあわせて両者耕作することです。藤24は農業者年金受給に伴う期間の再設定のため、親子間で使用貸借契約をするもので、水稻、大豆、自家野菜を作付けする予定です。いずれの案件も調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件すべてを満たしていると判断いたしました。
議 長	8番 渡部委員。
8番委員	8番渡部です。8月8日、丸山委員と私、事務局2名で現地確認を行いました。羽13ですが、出し手側で農地を手放したいと意向があり、隣に農地をもっている受人に譲渡する話になったものです。受人は農作業歴45年で、自作地の隣の農地の買受ということで、作業効率・集約化の面において良好なものになると思われます。調査の結果、買受する農地も、きれいに管理されておりました。 羽14ですが、こちらも渡人側で農地を手放す意向から受人を探していたものでありました。受人は、水稻、柿など作付けしております。住所は鶴岡ですが、これまでも羽黒の農地について地域の農業者と協力しながら農業を営んでいる方で、農作業歴は4年、今回、面積を増やしたいということで買受になったものです。現地はきれいに管理されている農地でした。 以上、羽13、羽14いずれも農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たしているものであると確認しました。
議 長	5番 野村推進委員。

5 番 委 員	5 番野村です。8 月 7 日に黒井委員と事務局 1 名で現地調査を実施しましたので報告します。櫛 19 と櫛 20 は、出し手の財産整理のため、従来からの賃貸借契約の借人に所有権移転を行うものです。どちらの農地も水稻を作付けしており、きちんと耕作されています。櫛 21 についても出し手の財産整理のため、従来の賃貸借契約を終了し、耕作者に所有権移転を行うものです。受人は農作業歴 13 年の認定農業者で、水稻や果樹栽培を行っています。申請地では、そばを作付けする予定です。櫛 22 は同一世帯内で生前贈与を行うもので、受け手は農作業歴 30 年で必要な農機具を有しており、すべての農地がきちんと耕作されています。以上より、農地法第 3 条第 2 項各号には該当していないことを報告いたします。
議 長	3 番 伊藤委員。
3 番 委 員	3 番伊藤です。朝 11 について、8 月 5 日に現地調査を行いましたので報告します。今回の契約は資金必要により売買をするものです。受人は農事組合法人の代表であり、所有権移転後は同法人で耕作のため、中間管理事業による契約を予定しています。同法人は対象筆の地区を中心に水稻と野菜を耕作しており、対象筆も水稻を作付け予定で、隣接農地も耕作していることから農地集約につながります。以上より、地域計画の耕作者変更も問題なく、効率的に耕作に取り組めると判断し、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件には該当しないことを報告いたします。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。3 番石川推進委員。
3 番推進委員	推進委員 3 番 石川です。櫛 22 について、贈与税が発生すると見込まれるが、生前贈与に至った経緯を差し支えなければ教えていただきたい。
事 務 局	経緯は不明ですが、当事者間で了承のもと申請に至ったものです。
議 長	他に質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案通り決しました。続いて、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について≫
議 長	5 条案件ですので、現地調査について担当の委員の報告をお願いします。1 番森推進委員。
1 番推進委員	1 番森です。8 月 14 日 午前 9 時より、私と事務局で現地確認を行いました。藤 4 について、会社用資材置場の拡張という事で、事務所の近隣の土地について申請したものです。いずれも集落内に位置する小規模な農地で、周辺の耕作に影響はなく、事業遂行のためにはやむを得ないと判断しました。

議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案通り決しました。続いて、議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)について》
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)については、原案通り決しました。以上で本日の審議は全て終了いたしました。これをもちまして、第21回東部農地部会を終了いたします。
	閉 会 午前9:50

	議 長 石井 光明 議 事 録 署名委員 工 藤 久子 議 事 録 署名委員 野村 貞
--	--